

令和4年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会開催要項 ＜北海道オンライン開催＞

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する「スタートコーチ（スポーツ少年団）」の養成を目的に開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

公益財団法人北海道スポーツ協会 北海道スポーツ少年団

3. 開催期日・開催方法

養成講習会は「講義」、「検定試験」、「グループワーク」の3つで構成される。

オンライン講義・検定試験	オンライングループワーク
令和4年11月1日（火）～ 12月31日（土）	令和5年1月22日（日）14：00～16：00（予定） 説明ガイダンス含む2時間程度

(1) オンライン講義・検定試験

実施期間内に公益財団法人日本スポーツ協会が配信するeラーニングサービス「スマートスタディ」の講義動画を受講し、択一式の検定試験を受検する。

※スマートスタディの利用方法は別紙「スマートスタディ利用マニュアル」を参照すること。

※パソコン、タブレット、スマートフォンなどの機材（カメラ付き）及びインターネット環境は各自で準備する。

(2) オンライングループワーク

検定試験合格者は指定された日時にグループワーク（オンライン《Zoom 予定》）を受講する。

※当日使用するパソコン等の使用機材に Zoom アプリ及びカメラ、マイクの準備をお願いします。Zoom のブレイクアウトルーム機能を活用し、数名のグループに分かれて実施する。

※グループワークについては、参加人数により開催日数等変更の可能性はある。

4. 講義内容・時間

① スポーツの意義と価値、スポーツ少年団の理念と意義（90分）

② 安全なスポーツ環境の整備（90分）

③ 指導者のプロセス、ジュニア期のスポーツ指導（90分）

④ 指導者の責任と役割（60分）

⑤ 検定試験（30分）

⑥ グループワーク（90分）

※①～⑤は、eラーニングサービス「スマートスタディ」により実施する。

5. 参加条件（対象者）

(1) 令和4年4月1日現在、満18歳以上の者

(2) スポーツ少年団に登録している者または次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる者

(3) インターネットを通じた申込み及びメール受信が出来る者
※上記3点をいずれも満たしている者。

6. 教材

公益財団法人日本スポーツ協会が発行する下記の教材を使用する。

(1) スタートコーチ共通科目テキスト (Reference Book)

(2) スタートコーチ (スポーツ少年団) 専門科目テキスト

※Reference Book 及び専門科目テキストは、各1部で1セットとし、定価2,200円 (税込)

※参加料納入後、受講者へ送付する。

7. 参加料

6,000円 (受講料・テキスト代を含む。税込)

※オンライン受講に係る通信料・振込手数料等は、受講者負担とする。

8. 参加申込み

「日本スポーツ協会指導者マイページ」にて希望するコースよりお申し込みください。

⇒ (<https://my.japan-sports.or.jp/login>)

※申込期間 令和4年10月1日(土)～令和4年12月9日(金)

※申込完了後、北海道スポーツ少年団事務局及び日本スポーツ協会において申込内容を確認後、受講者を決定し、ご入力いただいたメールアドレス宛に申込受付メールをお送りします。

9. 資格認定

本講習会の全課程を修了した者に対して、北海道スポーツ少年団事務局及び日本スポーツ協会において審査を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会修了者」として認める。修了者は日本スポーツ協会から届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続きを行うことで資格が認定される。

※登録手続きの詳細は、日本スポーツ協会ホームページを参照ください。

(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>)

【資格認定までの流れ】

- ・翌年度7月下旬～：日本スポーツ協会から本講習会修了者に対し、登録手続きに関する案内を送付。

修了者自身で登録手続きならびに資格登録料の納入を行う。

(基本登録料10,000円/4年間+初期登録手数料3,300円)

- ・翌年度10月1日：登録完了者にスタートコーチ (スポーツ少年団) の資格認定

※登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヵ月前までに、日本スポーツ協会の定める研修を受ける必要があります。(ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる。)

10. 受講取消

受講者としてふさわしくない行為 (日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等において違反行為と規定された行為) があつたと認められた時は、日本スポーツ協会または北海道スポーツ少年団において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。

11. その他

- (1) 参加内定後に指定口座へ参加料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください。)参加費の振込が確認できない場合、参加内定を取り消すことがあります。参加内定を取り消す場合、参加内定取り消しの旨を連絡します。
- (2) 参加費納入後に参加辞退・欠席された場合でも参加料は一切返金しません。
- (3) 参加申込にあたって収集した個人情報は、日本スポーツ協会と北海道スポーツ少年団事務局が本講習会の案内、資料の送付、受講者名簿の作成、指導者管理システムでの管理を目的に使用します。この個人情報は、参加者の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません。(法令などにより開示を求められた場合を除く。)
- (4) 講習会風景の写真等を主催・主管団体ホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合があります。
- (5) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の日本スポーツ協会及び北海道スポーツ少年団事務局が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、各団体はその責任を負わないものとする。
- (6) e ラーニングシステム「スマートスタディ」の利用にあたっては、自己の責任において必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理するものとする。また、受講に伴って発生する通信回線の利用料金等は自己負担とする。さらに、使用する機器は、最新のコンピュータウィルス対策等がなされている機器を使用するものとし、日本スポーツ協会と北海道スポーツ少年団事務局は、コンピュータウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わないこととする。
- (7) グループワークの遅刻・早退は認めない。
- (8) 他会場や年度をまたいでの受講は認めない。

<問合せ先>公益財団法人北海道スポーツ協会 生涯スポーツ課

〒062-8572 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内

TEL : 011-820-1706 E-mail : shogai@hokkaido-sports.or.jp